

議案第55号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをする必要があるので、本案を提出いたします。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「出張する」を「出張した」に改め、同条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の8種」に、「昭和31年10月葛飾区条例第20号」を「昭和31年葛飾区条例第20号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。